

# 仕様書（企画提案用）

## I 事業の件名

地域の観光資源を活用したプロモーション事業

「ナイトタイム・モーニングタイム観光振興推進事業～セミナーに係る事業～」

### 【対象国及び地域とターゲット層】

中国、台湾のFIT層

### 【連携先】

神奈川県、大田区、小田急電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東急株式会社、  
横浜高速鉄道株式会社

### 【協力自治体】

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市をはじめとした神奈川県内の市町村

## II 事業の概要

企画提案にあたっては、次に掲げる業務の内容を踏まえ、具体的な方針・提案を行うこと。また、観光庁、JNTO 発表の市場別プロモーション方針及び関東運輸局ブロック方針に沿った提案を行うこと。なお、コロナ禍の安全・安心に関する掲載については、下記動画 URL の内容に沿った提案を行うこと。

（観光庁 web サイト [URL:http://www.mlit.go.jp/kankocho/page03\\_000054.html](http://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000054.html)）

（関東運輸局 web サイト [URL:https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/content/000172066.pdf](https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/content/000172066.pdf)）

（JNTO 動画 URL: <https://youtube.com/watch?v=G1HyDxchI8g&feature=share>）

### 1 事業の目的

本事業において、関東運輸局（以下「当局」という。）は、上記連携先とともに、with/after コロナを見据え、外国人観光客の誘致をより効果的に行うために、外国人観光客のニーズが高いナイトタイム・モーニングタイム観光振興を推進していくことにより、周遊や宿泊を促して滞在時間を伸ばし、観光消費額の拡大や地域の経済活性化を図ることを目的とする。具体的には、神奈川県、及び大田区（以下、「連携先自治体」という。）におけるナイトタイム・モーニングタイムのコンテンツを含むプロモーション動画を使用して、I.に記載の国・地域のインフルエンサーを対象にオンラインセミナーを行い、連携先自治体及び協力自治体の地域の魅力を発信する。

### 2 事業内容

訪日旅行に関心の高いインフルエンサーを対象に、ナイトタイム、モーニングタイムコンテンツを含む連携先の観光資源等の魅力を発信するオンラインセミナーを開催する。なお、オンラインセミナーの具体的な内容等については、当局及び連携先と調整の上、決定するものとする。

(1) オンラインセミナーの実施時期は、令和4年1月～2月までの間とし、中国、台湾に向けてそれぞれ1回ずつ、計2回実施をすること。

(2) インフルエンサーは次の参加要件を満たす者で、参加人数は中国では20名以上、台湾では10名以上とし、合計30名以上となるように手配すること。

#### 【インフルエンサーの参加要件】

- ① インフルエンサーは中国又は台湾の出身者であって、訪日旅行や日本の情報発信をメインとする現地に在住している者及び日本に在住している者とする。
- ② セミナーに参加する全インフルエンサーのフォロワーの合計数は、それぞれ、中国は300万人以上、台湾は、20万人以上とする。
- ③ オンラインセミナー後に連携先自治体及び協力自治体の魅力を自身の SNS 等で1回以上

発信すること。

- ④ SNS等での発信情報は、中国は、簡体字、台湾は、繁体字で投稿を行うこと。また、文字数は、それぞれ150文字以上とすることとし、オンラインセミナーでの説明を聞いた上で、お勧めスポットを2つ以上紹介すること。
- ⑤ オンラインセミナー後に行うアンケートに協力できること。
- (3) オンラインセミナーの所要時間は30分から1時間程度とすること。
- (4) オンラインセミナー中に当局から提供する動画(約3分)を、視聴する時間を設けること。
- (5) (4)で提供する動画の内容に沿った説明資料(スライド等)を作成すること。
- (6) オンラインセミナーに係る説明は、中国語等の現地で通常使用される言語で行うこと。また、オンラインセミナー中は、当局及び連携先がライブで視聴できる体制とすることとし、日本語で進行や説明内容の確認及び質疑応答に対応できる措置を講ずること。
- (7) オンラインセミナー終了後はアンケートを実施し、アンケート結果の回収を参加した全てのインフルエンサーから行うこと。なお、アンケートは、日本語で作成し、中国向けは、繁体字、台湾向けは、簡体字に翻訳して、最終的に当局及び連携先の確認を受けること。
- (8) インフルエンサーが、オンラインセミナー後に行う投稿の内容は、事前に日本語に翻訳して当局及び連携先の確認を受けること。
- (9) 提案内容  
次の内容を提案すること。
  - ① オンラインセミナーの実施方法を通信障害に係る対処方法についても含めた上で具体的に提案すること。
  - ② 進行役、プレゼンター、同時通訳者の活用を予定する場合は、当該者案を提案し、その選定理由等も具体的に記載すること。
  - ③ インフルエンサーの選定方法、選定理由を提案すること。また、具体的なインフルエンサーについて、3名程度例示すること。
  - ④ イベントの構成案(プログラム)を提案すること。
  - ⑤ アンケートの内容について、提案すること。
  - ⑥ オンラインセミナー後に、インフルエンサーが情報発信した内容について、当局及び連携先において効果を定量的に把握できる報告内容及び方法を提案すること。
  - ⑦ 上記に加えて、事業目的を達成するため、より効果を上げる企画があれば提案すること。

### 3 その他留意事項

- (1) 本事業において、運営、管理、庶務業務を行うこと。
- (2) 事業の実施記録については、カメラや画面の保存等を用いて記録を行うこと。
- (3) 本事業の業務遂行に必要な役割を果たす優れた経験及び能力を有する予定担当者を明確にし、常態的に当局及び連携先との連絡調整等を密に行えるものであること。
- (4) 本事業は、当局及び連携先と十分に協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容及び作業に疑義が生じた時には、その都度当局及び連携先と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、本仕様様に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。
- (5) 当局及び連携先は、作業期間中いつでもその作業状況の報告(報告書の作成含む。)を求めることができるものとする。
- (6) 本業務により得られた全著作物(第三者があらかじめ著作権を保有している図、写真等を除く。)について、当局及び連携先は受注者及び掲載施設等の許可なく無償で使用及び加工ができるものとする。
- (7) 本業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこ

と。また、受注者は本作品の制作に関与した者について、著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

- (8) 本業務に使用する映像、イラスト、画像、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。
- (9) (6)から(8)の規定は、本業務の一部を第三者に委託した場合においても適用する。受注者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任を負うこと。
- (10) 成果物が契約に適合しない場合は、受注者において修正等の必要な措置を講じること。
- (11) 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (12) 本事業の実施にあたっては、情報管理体制を確保し、別添「説明書」の情報管理者及び情報管理体制図の作成の記載を確認の上、必要な手続きを行うこと。
- (13) 緊急時の連絡体制を構築し、必要に応じて関係者と情報を共有すること。
- (14) 報告書の用紙等はグリーン購入法の判断の基準等に基づき環境負荷の低減に配慮すること。

### Ⅲ 効果測定及び成果物

#### 1 効果測定の実施

- (1) アンケート結果等で得られた実績を集計し分析すること。
- (2) 事業実施後における効果測定及び今後の課題分析を行うこと。  
(発信された記事に対する反応等の測定も含む。)
- 2 事業の進捗管理、目標及び成果については、所定のシステムに入力し、管理することがある。詳細については、受注決定後に当局が必要に応じて別途指示するので、対応すること。
- 3 実施事業におけるデータ等の還元について、別途公表している「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」及び各種データ還元提出フォーマットに従って、それぞれの業務毎に当局の指示する形式にてデータ納品すること。  
[http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/kankou/kankou/gaikokujin\\_zoudai.html](http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/kankou/kankou/gaikokujin_zoudai.html)

#### 4 成果物の作成

##### (1) 提出物

- ① 本事業実施報告書、効果測定書の電子データ（報告書等を記録した電子媒体）及び事業の概要を簡潔にまとめたA4判カラー1枚を作成した電子データ  
当局1部 小田急電鉄株式会社及び京浜急行電鉄株式会社を除く連携先各1部 合計5部  
(電子媒体は、CD又はDVDとし、Microsoft Word 2013、Microsoft Excel 2013、Microsoft Power Point 2013において編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方で保存するものとする。)  
※小田急電鉄株式会社及び京浜急行電鉄株式会社は、各社の指定する方法により提出すること。
- ② 本事業報告書及び効果測定書  
(A4判カラー冊子(実施報告書30頁程度、効果測定書20頁程度))  
当局0部 小田急電鉄株式会社を除く連携先各1部 合計5部
- ③ Ⅲの3に記載されたデータ還元に関わるデータにて指定するデータ一式  
Ⅱ2(7)で実施したアンケート結果一式(4(1)①に記載された事業実施報告書の内、アンケート部分を抜粋したもの)
- ④ 次のとおり成果現物を提出すること。  
Ⅱ2(7)で実施したアンケート結果一式  
全てのインフルエンサーの投稿内容(原文及び日本語に翻訳したもの)一式

オンラインセミナーで使用した資料（スライド等）一式

(2) 提出期限

- ① 本事業実施報告書及び効果測定書…令和4年3月18日（金）
- ② 本事業実施報告書及び効果測定書電子データ…令和4年3月18日（金）
- ③ データ還元に関わるデータ…令和4年3月18日（金）
- ④ 成果物現物…完成次第速やかに

(3) 提出先

神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 18 階

関東運輸局観光部国際観光課及び各連携先が指定する方法により郵送又は持参